

# 播磨町空家等対策計画

令和 4 年 3 月

(令和 5 年 4 月一部改定)

(令和 6 年〇月一部改定)

播 磨 町



## 目 次

序章 計画の背景 .....	1
1. 空家等に関する基本的な方針 .....	3
1.1 対策の対象とする地区及び空家等の種類 .....	3
1.2 基本的な方針 .....	4
2. 計画期間 .....	5
3. 空家等の調査に関する事項 .....	5
4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 .....	5
5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 .....	7
5.1 空家等の活用の促進 .....	7
5.2 除却した空家等に係る跡地の活用の促進 .....	8
5.3 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の活用 .....	8
6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置その他の管理不全空家等及び特定空家等への対処に関する事項 .....	9
6.1 管理不全空家等及び特定空家等に対する必要な調査 .....	9
6.2 管理不全空家等及び特定空家等の判断基準 .....	10
6.3 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置 .....	11
6.4 関係法令に基づく措置 .....	13
7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 .....	14
8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 .....	14
8.1 播磨町空家等対策協議会 .....	14
8.2 播磨町空家等対策推進本部 .....	15
8.3 町庁内推進体制の整備 .....	16
8.4 専門家団体等との連携 .....	17
9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 .....	18
9.1 空家等に関するデータベースの整備等 .....	18
9.2 実効性のある対策に向けた計画等の見直し .....	18
9.3 今後の取り組み等に関して必要な事項 .....	18

## 序章 計画の背景

### (1) 計画の目的

近年、空き家の増加が社会的な問題となっており、国において、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」）が制定されました。空家法第67条第1項では、市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」）を定めることができるようになりました。本町では、平成29年3月に空家等対策計画を策定し、平成31年4月には、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的に、「播磨町空家等の適正管理に関する条例」（以下、「空家条例」）を制定しました。

「住宅・土地統計調査」の結果によると、本町では、主に一戸建て住宅が多く、空き家率は全国や兵庫県より低い数値となっていますが、令和3年8月末現在において、本町が通報・調査等により把握した空家等は293戸となっており、平成27年度よりも92戸の増加となっています。また地域住民より周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の相談が寄せられていることから、適切に管理されていない空家等に対して、対策や措置を行う必要性が高まっています。また、超高齢化・人口減少が進む中で、今後更なる空き家の増加が想定され、特に高齢者単身・高齢者夫婦世帯が居住する住宅の空き家化も懸念されます。

播磨町空家等対策計画（以下、「本計画」）は、空家等に対する町の基本的な方針等を示し、空家等の総合的・計画的な対策の推進を目的としています。

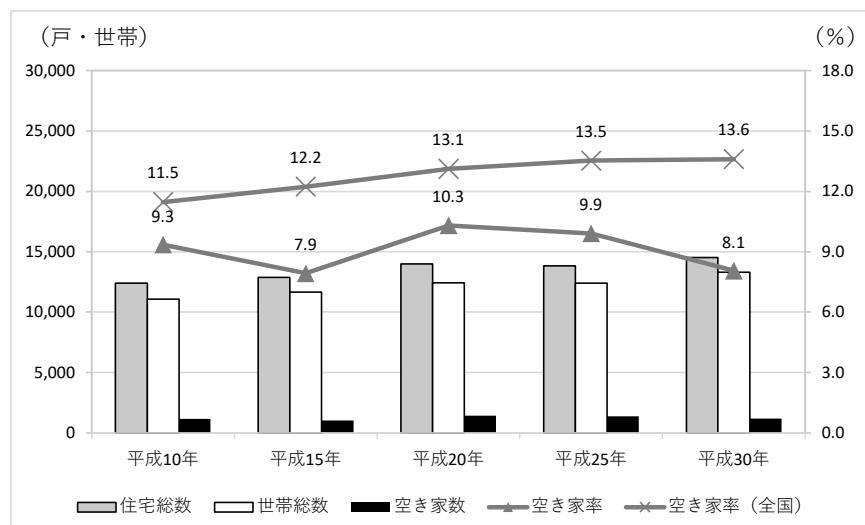


図1 空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

注：「住宅・土地統計調査」は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることを目的とした国が実施する基幹統計調査です。本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいます。また、町が平成27年度に実施した「空き家実態調査」とは、対象とする「空き家」の定義が異なります。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、「播磨町空家等対策計画策定委員会」で検討を行い策定したもので、空家法第67条に基づく空家等対策計画となります。

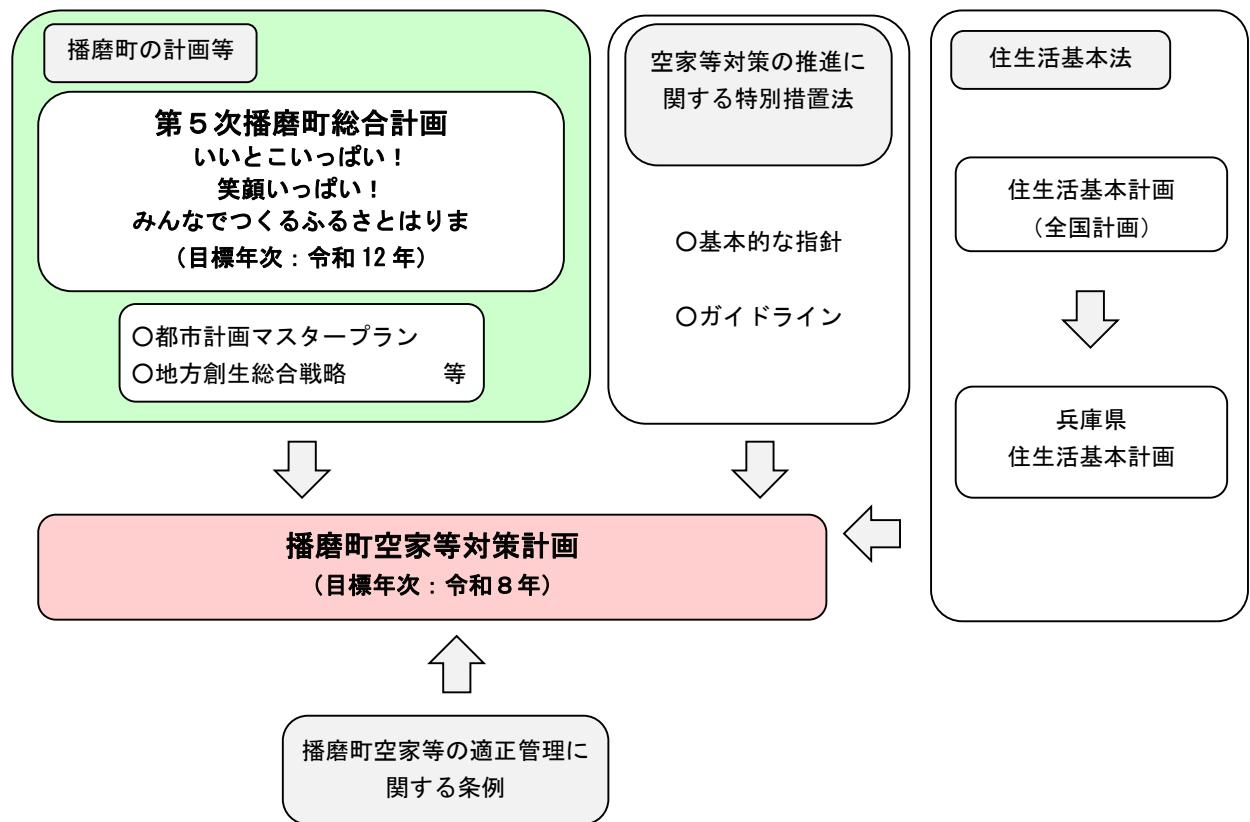


図 2 計画の位置付け

## 1. 空家等に関する基本的な方針

### 1.1 対策の対象とする地区及び空家等の種類

#### 1.1.1 対象とする地区

本町全域を対象の地区としますが、優先的に対策を進めていくべき地区は、「一戸建の住宅が立地する（新島・東新島を除く）地区」とします。

#### 1.1.2 対象とする空家等の種類

対象とする空家等の種類は、空家法第2条に規定する「空家等」としますが、優先的に対策を進めていくべき空家等の種類は、「一戸建の空家等」とします。なお、集合住宅については、一部でも現に居住している者がいる住戸がある限り、「空家等」には該当しません。

#### ○空家等対策の推進に関する特別措置法による用語の定義

##### 「空家等」（空家法 第2条第1項）

- 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準である。（空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針一3（1）より）

##### 「特定空家等」（空家法 第2条第2項）

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

##### 「管理不全空家等」（空家法 第13条第1項）

- 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。

## 1.2 基本的な方針

空家等の管理については、空家法第35条において、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されていることから、所有者又は管理者（以下、「所有者等」）が自らの責任において、適正に管理する義務があります。

本町では、空家等の状況に応じ、「活用支援」、「適正管理」、「除却・跡地活用」等について、所有者等への情報提供や支援を行い、**管理不全空家等及び特定空家等**への移行予防を図ります。**管理不全空家等及び特定空家等**については、空家法に基づく「**管理不全空家等に対する措置**」又は「**特定空家等に対する措置**」を行います。

また、居住中の住宅についても、空家等の予防意識が高まるよう、空き家の譲渡所得の特別控除等、空家等に関する制度に関し啓発を行います。

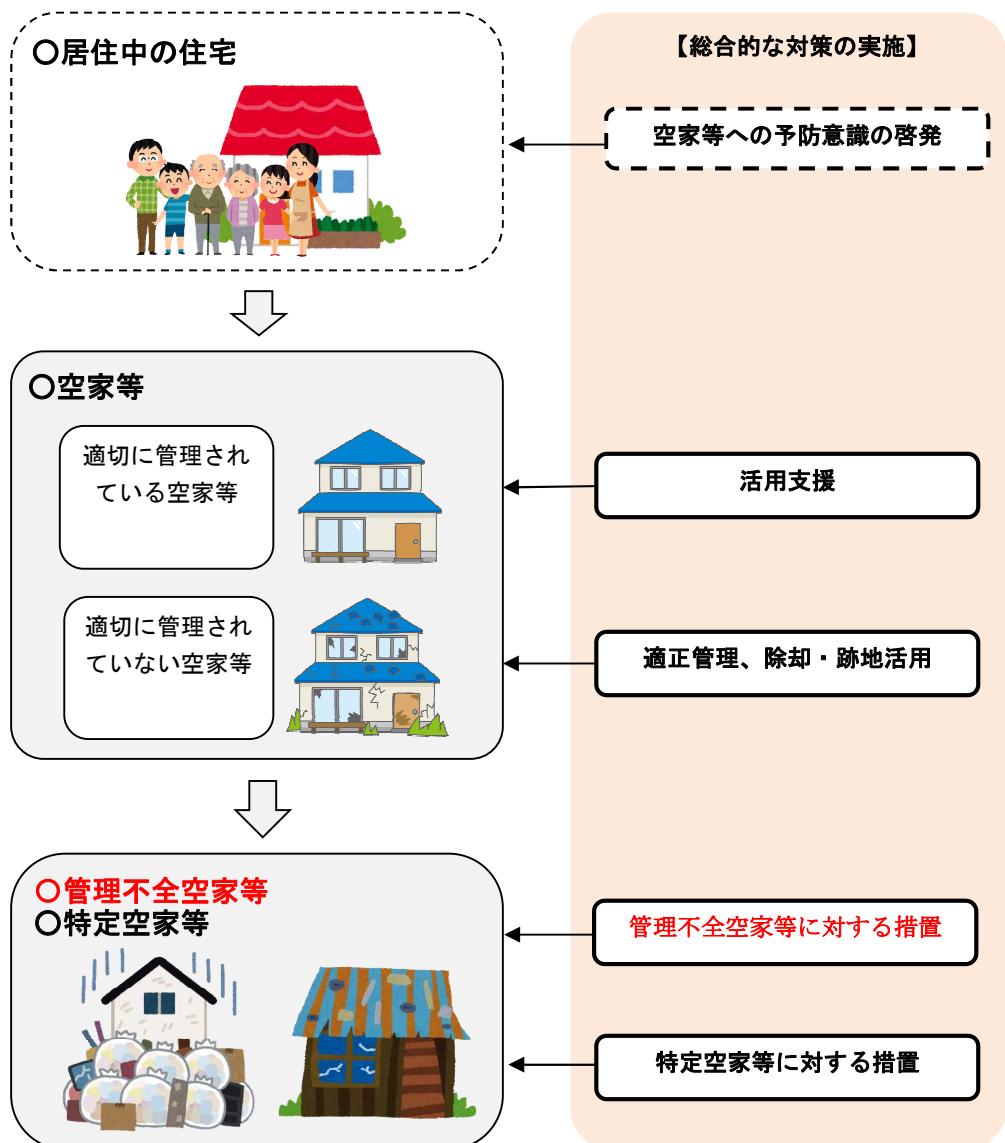


図 3 基本的な方針

## 2. 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、国の空家等の政策動向や社会情勢の変化等を踏まえ、計画内容について必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

## 3. 空家等の調査に関する事項

自治会等の地域住民からの通報や相談、町の現地調査等による空家等の情報を追加しながら、空家等の情報の更新を進めます。また、必要がある場合は、「空き家実態調査」を実施します。

なお、調査で把握した空家等については、本町作成の「空家等対応マニュアル」に従い、不動産登記簿情報、固定資産税課税情報、住民票情報等により所有者等の確認を行います。

## 4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等の管理については、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任において適切に対応することが前提となります。

本町では、所有者等による空家等の適切な管理の推進を図るため、**管理不全空家等又は特定空家等**になり、町が勧告を行った場合、固定資産税等の住宅用地特例の解除があることについて周知を行い、具体的な管理方法や空家等の維持管理を行う事業者の紹介等、専門家団体等と連携し、町広報や町ホームページ等により情報提供を行います。

また、住民からの多岐にわたる相談へ対応できるよう町庁内関係部署や専門家団体等との連携を図り、相談体制を構築します。

表 1 法令による所有者等の管理責任

法令等	概要
空家法 第35条	空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
空家条例 第3条	空家等の所有者等は、空家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に管理し、良好な生活環境の保全を図らなければならない。
民法 第717条	土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
建築基準法 第8条	建築物の所有者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
民法 第233条	隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

さらに、適切に管理されていない空き家の発生を抑制するために、以下の施策に取り組みます。

#### ○空き家の発生防止を促す啓発や情報の提供

空き家の発生防止のための住民啓発として、町の広報やホームページ、チラシ等を活用し、空家等の適切な管理の必要性、空家等の現状などの情報を提供し、空家等に関する啓発活動に取り組みます。

#### ○適正な相続の促進

所有者等の死亡により、所有者等が不明となる場合等では、空家等の管理、利活用、売却、解体等を行うことが困難となります。そこで、この問題を解決するため、国において、令和3年（2021年）4月に相続登記を義務付ける改正法が成立しました。改正法が施行されると、相続した空家等を登記しなかった場合に罰則を受ける可能性があります。今後、所有者等に法改正についての周知を行うなど相続登記が適正に行われるよう、取り組みを進めていきます。

#### ○「空き家管理業務」を行う民間事業者の紹介

近年、遠方等の理由で空家等を適切に管理できない方のために、空家等の管理を代行する民間事業者が増えつつあります。播磨町内においても、（公社）加古郡広域シルバー人材センター播磨町支部（シルバー人材センター）が「空き家管理業務」を行っています。平成30年9月に、本町とシルバー人材センター間で「空家等の適正管理の促進に関する協定書」を交わし、所有者等から空き家等の管理について相談を受けた場合に、紹介を行っています。

加古郡広域シルバー人材センター播磨町支部では、  
「空き家管理業務」を行っています。

#### 基本プラン（3,000円／1回 事務費、消費税込）

- 建物・・・外壁・外窓・屋根・雨どいの破損等
- 敷地・・・雑草・植栽・不法投棄などの状況
- その他・・・郵便物の確認、玄関前簡易清掃他

※敷地の外側から目視による外観確認を行います

※写真付きの報告書を作成し、請求書に同封してお送りします

#### その他オプション（別途お見積りさせていただきます）

- 敷地内の除草 ●植木剪定 ●屋外の清掃 ●ゴミ処分
- 窓の開閉（部屋の換気） ●災害による被害の確認 等

図4 シルバー人材センターによる空き家管理業務

## 5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

### 5.1 空家等の活用の促進

空家等の中には、リフォーム等を行うことで、住宅として引き続き活用が可能なものや、事業所又は地域交流拠点として新たな活用ができるものがあります。また、現在の所有者等以外で活用意向を持つ方もいる可能性があります。

空家等の活用を促進するため、補助事業を活用した空家等の機能回復や、空家等の所有者等とその空家等を活用したい者とのマッチングを図る施策等が必要と考えられます。そのため、空家等に関する先進地の活用支援事業の研究を行い、補助制度の構築や専門家団体と連携した事業（空き家バンク等）により、活用促進に取り組みます。

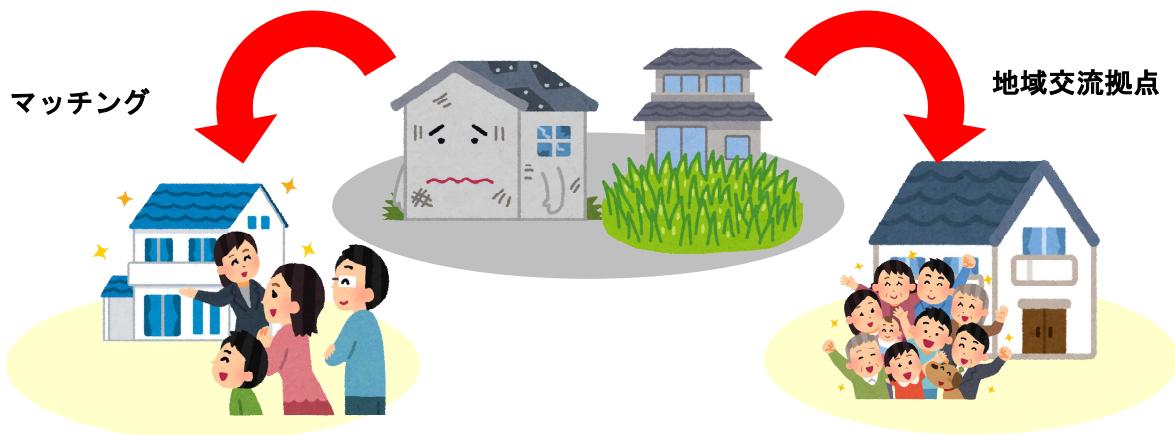


図 5 空家等活用のイメージ

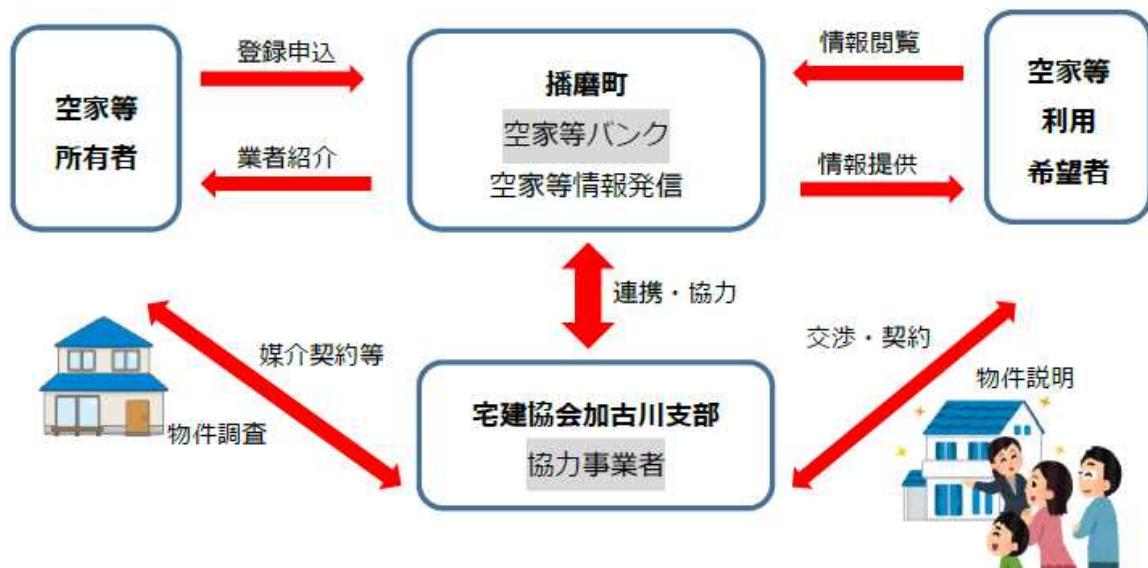


図 6 空き家バンク制度の仕組み

## 5.2 除却した空家等に係る跡地の活用の促進

空家等を除却した跡地については、住宅用地や駐車場をはじめ、ポケットパーク等の広場や防災の拠点として活用することで、市街地の安全性向上や緑化に貢献できる可能性もあります。

そのため、跡地の不動産市場への流通促進を図る施策や町への跡地の寄附制度、地域の要望を踏まえた地域住民（自治会等）による管理・活用について、検討を行います。

なお、隣地所有者との境界紛争を未然に防止するとともに跡地の活用を図る観点から、空家等を除却し更地にする場合には、事前に土地の境界を明確にすることが望まれます。

### ○空き住宅を除却してポケットパークを整備した事例



出典：国土交通省資料

図 7 跡地活用の事例

## 5.3 空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例の活用

兵庫県において「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（空家活用特区条例）」が令和4年4月1日に施行されました。空家等活用促進特別区域（以下「特区」という。）に指定されると、特区内の空家の所有者は現在の活用状況や今後の活用計画について本町に届出を行うこととなります。本町では、この条例を活用し、流通促進、活用支援等を軸とした施策を多面的に実施することで、空家等の活用を促進します。

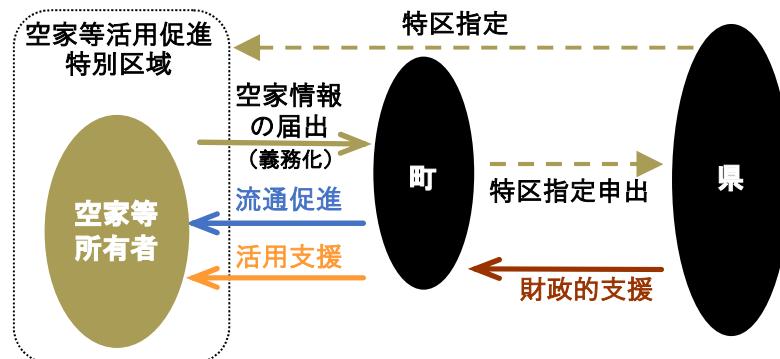


図 8 特区制度の仕組み

## 6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置その他の管理不全空家等及び特定空家等への対処に関する事項

管理不全空家等に該当する建築物等は、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれがあり、また、特定空家等に該当する建築物等は、適切な管理が行われていないために、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。そのため、本町では、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために必要な措置の実施に向け、町内関係部署や特定行政庁との連携のもと、必要な調査を行い、その結果を踏まえ、総合的に判断を行った上で、空家法に定める「管理不全空家等」及び「特定空家等」としての措置を進めます。

### 6.1 管理不全空家等及び特定空家等に対する必要な調査

#### 6.1.1 事前調査

外観調査の他、必要に応じ、近隣への聞き取り、水道等の使用状況確認等を行い、空家等に該当するか総合的に判断を行います。

#### 6.1.2 所有者等調査

空家等の所有者等は、「空家等対応マニュアル」を基に、不動産登記簿情報、固定資産税課税情報、住民票情報等から特定を行います。

空家等の所有者等は、空家等の所在地から遠方に居住している場合もあるため、所有する空家等の状況を把握していない可能性や、相続により取得した場合、空家等の所有者であることを認識していない可能性も考えられることから、所有者等に連絡を行い、空家等の現状を伝えるとともに、今後の改善に対する考え方、処分や活用についての意向等、所有者等の事情の把握を行います。

空家等の所有者等の事情を把握した結果、次のような状況に応じて、空家等の除却、改修、管理等に関する相談窓口や活用できる助成制度を紹介することにより、所有者等の自主解決に向け働きかけを行います。

- ・ 所有者等に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・ 遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- ・ 経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である

一方、危険が切迫しているなど周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、特定空家等に対する措置を進めます。

#### 6.1.3 立入調査

特定空家等への措置を講じようとする場合には、まず敷地外からの外観目視調査を行い、必要に応じ、敷地内に立ち入って建物等の詳しい調査を最小限度の範囲で行います。また、立入調査を行う場合は、所有者等に対し通知することが困難な場合を除き、調査を実施する5日前までに、所有者等に通知します。調査については、本町職員又は本町が委任した専門家（建築士や土地家屋調査士等）が実施します。

## 6.2 管理不全空家等及び特定空家等の判断基準

特定空家等に該当するかの判断については、国が定めた「**管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針**」（以下、「ガイドライン」）を参考に本町独自で作成した「**特定空家等判定マニュアル**」（以下、「**判定マニュアル**」）により判定を行いますが、慎重な判断が求められるため、「播磨町空家等対策推進本部」に諮り、判断を行います。

なお、特定空家等に該当するか否かの判断が困難である場合は、「播磨町空家等対策協議会」の意見を聴取した上で判断を行います。

また、**管理不全空家等に該当するかの判断についても、特定空家等の判定方法に準じて判定を行い、特定空家等には該当しないものの、そのまま放置すると特定空家等に該当することとなるおそれがあるものについて、建築物等の状態の程度、周囲への影響等を総合的に考慮し判断を行います。**

○「**特定空家等**」となる「空家等」の状態（空家法第2条第2項より）

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

○「**管理不全空家等**」となる「空家等」の状態（空家法第13条第1項より）

そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

表 2 特定空家等の判断基準例（ガイドラインより整理）

	建築物・工作物	雑草・立木	ごみ・物品	動物
倒壊等著しく保安上危険	○建築物の傾斜 ○構造上の損傷 ○屋根、外壁等の脱落、飛散等 ○擁壁の老朽化	—	—	—
衛生上有害	○設備等の破損	—	○ごみの不法投棄	○ごみの不法投棄による動物等の発生
景観阻害	○既存の景観ルールに適合しない等	○立木等の繁茂等	○敷地内のごみ散乱、山積	—
その他、生活環境保全	○不特定の者が容易に侵入等	○立木等による近隣の道路、家屋への影響	○土砂等による周辺の道路、家屋への影響	○動物等による騒音や臭気

### 6.3 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

---

管理不全空家等に対する措置については、行政指導である「指導」及び「勧告」になります。

管理不全空家等に対する措置は、「指導」の行政指導から行い、所有者等の自らの意思による解決を促します。「指導」を行った管理不全空家等が改善されないと認められる場合は、繰り返し「指導」を行うべきか、「勧告」をするか検討を行い、必要がある場合は、必要な措置をとることを「勧告」します。また、「勧告」を行った場合には、固定資産税等の住宅用地特例の解除を行います。

特定空家等に対する措置については、行政指導である「助言又は指導」及び「勧告」、不利益処分である「命令」、「代執行」、「略式代執行」、「緊急代執行」になります。

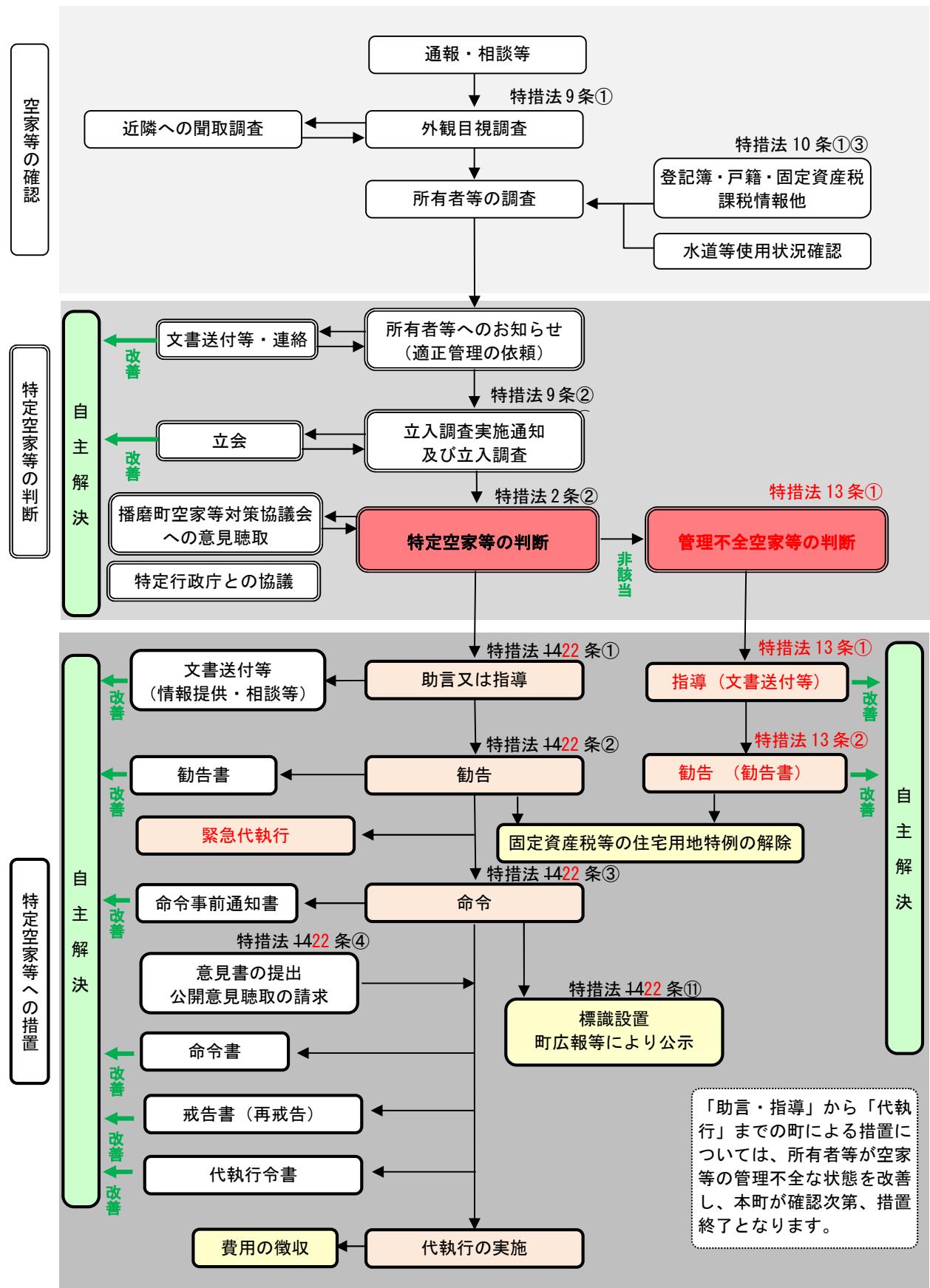
特定空家等に対する措置は、「助言又は指導」の行政指導から行い、所有者等の自らの意思による解決を促します。「助言又は指導」を行った特定空家等が改善されないと認められる場合は、繰り返し「助言又は指導」を行うべきか、「勧告」するか検討を行い、必要がある場合は、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとることを「勧告」します。また、「勧告」を行った場合には、固定資産税等の住宅用地特例の解除を行います。

「勧告」を受けた者が正当な理由なく、必要な措置をとらなかった場合、特に必要がある場合は、相当の猶予期限を付けて、不利益処分である「命令」を行います。「命令」を行った場合は、現地への標識の設置や町広報、町ホームページ等により命令が出ている旨を公示します。

「命令」を受けた者が措置を履行しない場合、履行が不十分な場合、又は期限までに完了する見込みがない場合は、周辺への悪影響の程度と切迫性等を総合的に判断し、必要に応じて「代執行」を行います。

なお、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（所有者等）を本町が確知することができない場合は、「略式代執行」、「緊急時において除却等の措置を命ずるいとまがない場合は「緊急代執行」になります。

管理不全空家等及び特定空家等の措置を進める中で、所有者等による自主解決に取り組めるよう促しています。



## 図 9 措置に関する手順

## 6.4 関係法令に基づく措置

空家法に基づく対応だけではなく、関係する法令や本町の空家条例等の適用も考慮しながら必要な措置を行います。

表 3 関係する法令等

法令等	概要
空家条例 第 6 条	町長は、空家等の所有者等を確知することができない場合において、町民等の生命、身体及び財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要最小限の措置を講ずることができる。
建築基準法 第 10 条	保安上危険な建築物等の所有者等に対し、必要な措置の勧告、命令等を行うことができる。
消防法 第 3 条	火災の予防に危険であることが認められる物件等の所有者等に対し、物件の除却等を命ずることができる。
道路法 第 43 条 第 71 条	道路管理者は、法令等の違反者に対して、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。
災害対策基本法 第 64 条	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。
地方税法 第 349 条 第 702 条	人の居住の用に供する家屋の敷地については、住宅用地特例により、固定資産税及び都市計画税が軽減されるが、空家法に基づく勧告の対象となった <b>管理不全空家等及び特定空家等</b> の敷地については、住宅用地特例を解除する。
播磨町環境保全条例 第 5 条	所有又は管理する土地建物等について、適正な管理を行い地域の良好な環境の維持、改善に資するよう努めなければならない。

### ●固定資産税等の住宅用地特例の解除

**管理不全空家等又は特定空家等**と判断され、勧告を受けた場合、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例を解除します。

課税標準の特例率

#### ○小規模住宅用地

住宅用地面積 $\leq 200\text{ m}^2$ ：固定資産税 1/6、都市計画税 1/3

( $200\text{ m}^2$ を超える場合は 1戸あたり  $200\text{ m}^2$ までの部分)

#### ○一般住宅用地

住宅用地面積 $> 200\text{ m}^2$ ：固定資産税 1/3 都市計画税 2/3

## 7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

空家等に関する相談や苦情等については、多岐の分野にわたるため、「空家等相談窓口」を設置し、窓口で相談や苦情等をいったん聴き取った上で、それぞれの分野の担当者等に連絡を行い、対応を進める体制を構築します。

空家等相談窓口：播磨町 都市基盤部 都市計画課 電話：079-435-2366

## 8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家法に基づき、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、外部委員を含む「播磨町空家等対策協議会」を設置するとともに、町庁内組織による「播磨町空家等対策推進本部」を設置します。

### 8.1 播磨町空家等対策協議会

本計画の変更及び実施に関する協議を行うため、空家法第 78 条に基づき、町長、地域住民及び法務、不動産、建築等に関する学識経験者等より構成される、「播磨町空家等対策協議会」（以下、「協議会」）を平成 29 年 4 月に組織しました。

この協議会では、空家等対策計画の変更に関する協議を行うほか、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断が困難である場合についての協議や、特定空家等に対する措置の方針等に関する協議を行います。

## 8.2 播磨町空家等対策推進本部

本計画に係る具体的な施策を総合的かつ計画的に推進する組織として、平成29年4月に町庁内組織として、本部長を副町長で構成した「播磨町空家等対策推進本部」を設置しました。推進本部では、本計画に関する施策の立案及び推進に関することや、**管理不全空家等及び特定空家等**に該当するか否かの判断に関する業務を所掌します。

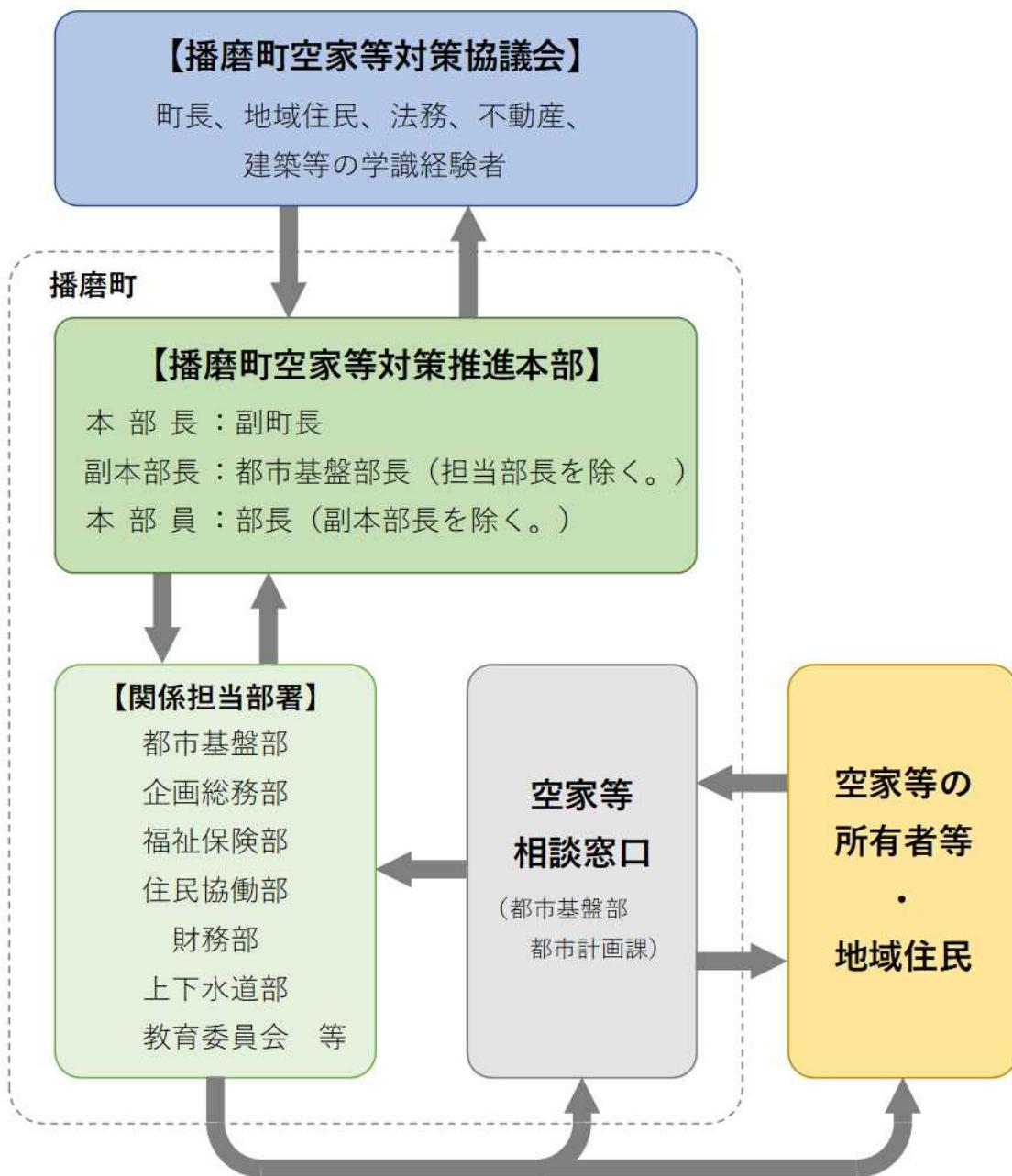


図 10 実施体制図

### 8.3 町庁内推進体制の整備

空家等の対策は多岐の分野にわたるため、関係部署の総合調整窓口を設けた上で、それぞれの分野に対応する関係部署への連絡、調整を実施するとともに、町庁内での情報共有を進めます。

表 4 町庁内体制

分類	分野	担当課
特定空家等関連	総合調整窓口（とりまとめ部署）	都市計画課
	管理不全空家等及び特定空家等への措置（助言又は指導・勧告・命令・代執行）	都市計画課
	建築物・擁壁の破損や倒壊等	都市計画課 (特定行政庁：加古川土木事務所)
	ごみの放置や不法投棄等	産業環境課
	景観の阻害	都市計画課
	空き地における立木や雑草の放置	産業環境課 (町道影響の場合：土木課)
	有害鳥獣	産業環境課
	不法侵入・火災予防等	危機管理課 (加古川警察署・加古川市消防本部)
	空家等実態調査	都市計画課（H27・R4 年度実施）
	固定資産税等に関する対応	税務課
活用促進	上水道の対応	上下水道課
	空家等相談窓口	都市計画課
	空家等対策計画	都市計画課
	空家等に関するデータベースの整備・更新	都市計画課
	空家等の活用支援事業 (空き家バンク・助成制度等)	都市計画課
	土地・建物の寄附に関する対応	総務課
コミュニティ	住宅相談会	都市計画課
	自治会からの情報に関する対応	協働推進課
	高齢者の住まいに関する相談	健康福祉課

#### 8.4 専門家団体等との連携

空家等の対策は専門知識を必要とするため、状況に応じ専門家団体等と連携を図り対策を進めます。また、空き家管理を行う事業者等との連携についても検討を行い、適切な維持管理に向けた取り組みを進めます。

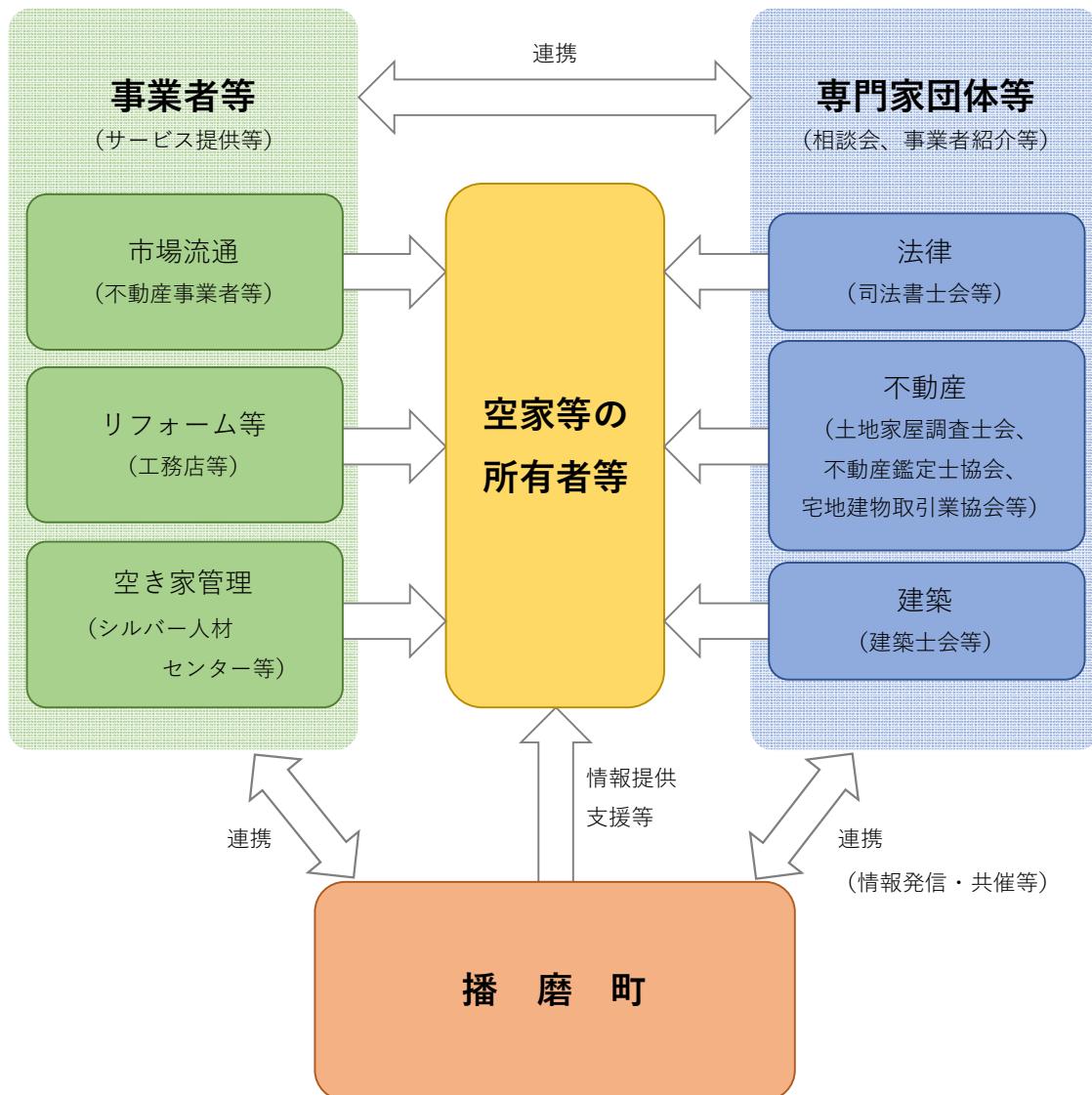


図 11 専門家団体等との連携

## 9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 9.1 空家等に関するデータベースの整備等

本町では平成27年度に「空き家実態調査」を実施しており、それ以降は、自治会等、地域住民からの通報・相談や、町のパトロール等により把握された情報について、GIS（地理情報システム）を活用し、位置や個別内容について随時追加し、情報管理を行っています。今後もGISを活用しながら、空家等対策について取り組みます。

### 9.2 実効性のある対策に向けた計画等の見直し

計画を着実に実行していくためには、取り組みの進捗状況をチェックし、必要に応じて見直しを行うことが必要です。PDCAサイクルに基づいて進捗管理を行い、計画を推進する上での課題やより効果的な取り組みの実施について検討を行います。

計画期間終了時には、計画に基づき実施した取り組みについて、進捗状況や成果、課題等について検証を行い、その結果を踏まえて本計画の見直しを行います。

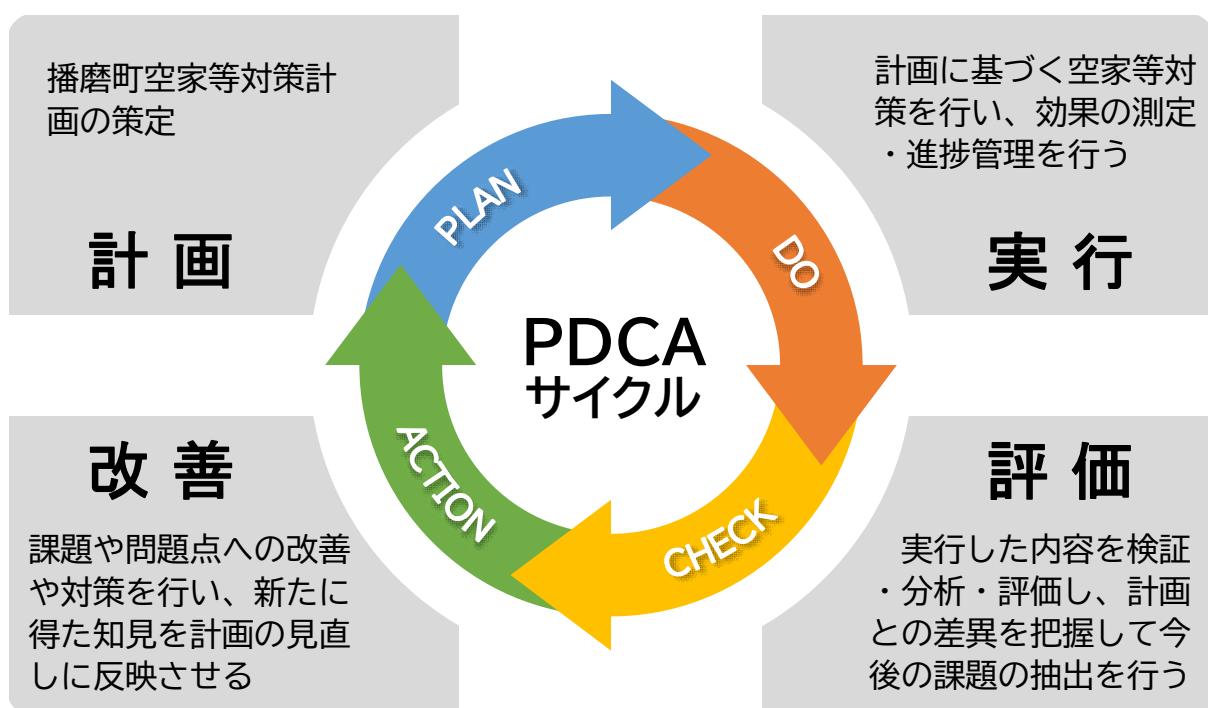


図 12 PDCA サイクル

### 9.3 今後の取り組み等に関して必要な事項

今後、本計画の実施に際し、必要に応じ、関係機関と連携を図ります。